

Information

らしの情報

レッツくりあ 160

作 六倉 実結

守口市ごみ減量キャラクター「くりあ」の生みの親である六倉さんの作品です。

「再生資源集団回収をはじめませんか？」の巻

市でやっている集団回収って知ってる？

聞いたことあるけど、マンション住みには関係ないでしょ！

マンションでもいいのかしら。

それがね、こんなチラシが配られていたの。

そうだね！

市では古紙・古布、空き缶の集団回収実施団体に1kgあたり4円の奨励金を支払ってるよ。また、再生業者に売ったお金も収入になるよ。

まだ取り組まれていない回収は、集団回収に協力してね。

ぜひ参加したーい！

大阪府献血推進強化月間啓発活動

献血者が減少する冬期において、献血推進啓発活動として、啓発物品の配布を行います。ぜひお立ち寄りください。

時12月3日(火) 14:00～

場市役所1階および周辺

問守口市献血推進協議会事務局(地域福祉課内)

TEL06-6992-1570

11月1日から 児童扶養手当制度が一部改正

所得限度額の引き上げ

児童扶養手当の支給には、前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。この度、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額を引き上げます。

例えば、子どもが1人の場合、全部支給については160万円から190万円に、一部支給については365万円から385万円に引き上げられます(収入ベースによる算定)。



第3子以降の加算額の引き上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

令和6年11月分の手当から所得限度額および加算額の引き上げが適用されますが、11月分・12月分の手当は、2カ月分の支給月である令和7年1月に支払われます。

注これまで所得が所得限度額を超えていて、児童扶養手当の手続きを行っていない人など、今回の制度改革で新たに対象となる場合は、認定請求手続きが必要です。

問子育て支援政策課
TEL06-6992-1647

令和5年度対象 「教育委員会の点検・評価に関する報告書」を作成

市教育委員会では、法律に基づき、毎年度、本市の教育行政の点検・評価を行い、「教育委員会の点検・評価に関する報告書」を作成しています。これは、前年度の教育行政を振り返り、教育に関する取り組みを自己評価するものです。

閲覧場所 市立図書館・市内各コミュニティセンター・守口文化センター・市役所1階総合案内・市役所2階情報コーナー・市役所6階教育委員会事務局・ホームページ

問教育総務課
TEL06-6995-3152



児童手当の制度が変わりました

児童手当が拡充されました

令和6年10月(初回支給は令和6年12月)から児童手当が拡充されました。

主な変更点

▽支給対象が、高校生年代(18歳到達後最初の年度末)までに拡大します。
▽支給時期が年6回(偶数月)になります。

▽所得制限はなくなります。

手当月額額は以下のとおりとなります。

	3歳未満	3歳～18歳到達後最初の年度末まで
第1子 第2子 第3子 以降	15,000円 30,000円	10,000円 30,000円

高校生年代の子どもがいる人や、所得制限で支給対象外となっている人などは申請が必要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。
か、コールセンターへ問い合わせください。



問子育て支援政策課

TEL06-6992-1647(振り込みに関すること)
06-6992-1357(拡充に関すること。コールセンター)

エンディングノートをご存じですか

市では、株式会社鎌倉新書の協力により、エンディングノートを作成し、9月から配布しています。

エンディングノートは、自分の人生を振り返り、今までの人生で得たものを整理して思いや望みを書き残しておくものです。また未来を見つめることで、やりたいことに気付いたりするなど、今後をより豊かに生きるための手段として、エンディングノートを活用しませんか。

配各コミュニティセンター、大日サービスコーナー、各地域包括支援センター、高齢介護課窓口

問高齢介護課
TEL06-6992-1610



女性に対する暴力をなくす運動 11月12日～25日

毎年11月12日～25日(25日は、女性に対する暴力撤廃国際日)の2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」が全国で実施されます。

暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特に配偶者などからの暴力、性犯罪、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などの女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。

暴力を根絶するには、何よりも一人一人の人権尊重の意識の向上が大切です。被害を受けていたり、暴力を見聞きしたりして、一人で悩んでいませんか。そんなときはまず相談してください。

困難な問題を抱える女性のための 特設相談

時11月17日(日) 10:00～12:00

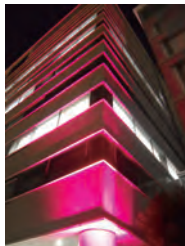
場市役所5階人権市民相談課

相談員 女性相談支援員 下田公子氏

備予約不要、電話相談可

市役所庁舎をパープル色に ライトアップします！

時11月12日(火)～25日(月)
17:30～20:00



問人権市民相談課

TEL06-6992-1512

ヘイトスピーチゆるさへん！

11月は「大阪府ヘイトスピーチ解消 推進条例」啓発推進月間

府では、ヘイトスピーチをなくし、全ての人がお互いに違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざしています。

私たち一人一人が命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かな社会を築きましょう。

問大阪府府民文化人権局人権擁護課
人権・同和企画グループ

TEL06-6210-9282

適切な受診で医療費の適正化を

柔道整復師による施術を受ける場合や、はり師、きゅう師およびあん摩マッサー指圧師の施術を受ける場合、医療保険を適用できるケースは限られています。

医療保険が適用できる場合

▽柔道整復師による施術

骨折、脱臼、打撲および捻挫(肉ばなれを含む)

※緊急の場合を除き、骨折および脱臼は医師の同意が必要

▽はり師・きゅう師による施術

神経痛、リウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など

▽あん摩マッサー指圧師による施術
筋まひ、関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする症例

適切な受診による医療費の適正化に、ご理解とご協力をお願いします。

問保険課

TEL06-6992-1545

問大阪府後期高齢者医療広域連合給付課(月～金曜日(祝日を除く) 9:00～17:30)

TEL06-4790-2031



保険料の納付は口座振替が便利

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付を市指定金融機関の口座からの自動引き落としにすれば、納付しに行く手間が省け、納付忘れがなくなります(翌年度からも自動更新されます)。

市指定金融機関(郵便局を含む)の窓口で、備え付けの申請用紙にて申請してください。

申請手続きに必要なもの

▽預貯金通帳またはキャッシュカード
▽届け出印

▽被保険者証

市役所の窓口では、キャッシュカードのみ(暗証番号が必要です)で口座振替申請ができる「ペイジー口座振替受付サービス」を実施しています(国民健康保険料・後期高齢者医療保険料に限ります)。取り扱いできない金融機関もありますので、詳しくは市ホームページをご覧ください。

問保険収納課

TEL06-6992-1537・1538

お知らせ

年末調整説明会

時11月22日(金) 14:00～16:00

場門真市民文化会館(ルミエールホール)小ホール

定先着200人(要事前予約)

問門真納税協会

TEL06-6908-0631

☑kadoma@nk-net.co.jp



全国一斉「女性の人権 ホットライン」強化週間

法務省の人権擁護機関では、「女性の人権ホットライン」を設置し、夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシュアル・ハラスメント、ストーカーなど女性の人権問題について相談を受けるなど、女性の人権問題の解決に努めています。

一人で悩まずに気軽に電話してください。

相談は無料、秘密は厳守します。

時11月13日(水)～19日(火)

8:30～19:00

ただし11月16日(土)・17日(日)は
10:00～17:00

TEL0570-070-810

(女性の人権ホットライン)

問大阪法務局人権擁護部

TEL06-6942-9492

還付金詐欺に注意

保険課職員を名乗る者が「払い過ぎた保険料や医療費を返金する」と口座情報を聞き出したり、「還付金があるため、ATMで直接手続きを行ってほしい」「今日でないと手続きができない」と銀行やコンビニなどのATMに誘導し、お金をだまし取ろうとする詐欺が多発しています。

市では、還付金がある場合、皆さんに文書で通知を行っています。電話で、銀行やコンビニなどのATMで手続きをお願いすることは絶対にありません。

このような不審な電話には、絶対に応じないでください。

問保険課

TEL06-6992-1545